

(別紙様式2)

## 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 埼玉県  
農業委員会名： 秩父市農業委員会

### I 法令事務(遊休農地に関する措置)

#### 1 現状及び課題

現 状 (平成27年1月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,783 ha	571 ha	20.52%
課 題	今後とも農地面積の減少が見込まれる中で、食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保とともに、遊休農地を解消して地域の農業振興を図ることが重要である。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 平成27年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	遊休農地の解消面積 2.7 ha			
	目標案設定の考え方：農業委員 27人×10アール= 2.7ha			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		9月～11月	27人	12月～2月
	調査方法	農地法30条に基づく農地状況利用調査として、農地制度実施円滑化事業費補助金を活用し、農業委員27名が3～4日間、担当区内の農地の現地確認を行う。		
遊休農地への指導	実施時期：4月～3月			

※1 目標案は、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させるかを記入

※2 目標案には、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない(以下同じ)

#### 3 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	[ なし ]
活動計画案に対する意見等	[ なし ]

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

#### (4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 2.7 ha			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		9月～11月	27人	12月～2月
	調査方法	農地法30条に基づく農地状況利用調査として、農地制度実施円滑化事業費補助金を活用し、農業委員27名が3～4日間、担当区内の農地の現地確認を行う。		
遊休農地への指導	実施時期：4月～3月			

## II 促進等事務

### 1 認定農業者等担い手の育成及び確保

#### (1) 現状及び課題

現 状 (平成27年1月現在)	農家数	1713 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	465 戸	89 経営	0 法人	0 団体
	農業生産法人数	0 法人			
課 題	農業の担い手不足が深刻化する中、農業を職業として選択し得る魅力とやり甲斐のあるものにし、意欲と能力のあるプロの農業経営者を育成・確保していくことが課題である。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

#### (2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 案	2 経営	0 法人	0 団体
	目標案設定の考え方： 旧秩父市区域（1経営）＋ 旧吉田町・大滝村・荒川村区域（1経営）		
活動計画案	4月～3月 県農林振興センターと情報交換し、農家に個別説明等を行うほか、農業委員会広報紙に随時掲載する。	4月～3月 県農林振興センターと情報交換し、農家に個別説明等を行うほか、農業委員会広報紙に随時掲載する。	4月～3月 県農林振興センターと情報交換し、農家に個別説明等を行うほか、農業委員会広報紙に随時掲載する。

※1 目標案は、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

#### (3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	[ な し ]
活動計画案に対する意見等	[ な し ]

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

#### (4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	4月～3月 県農林振興センターと情報交換し、農家に個別説明等を行うほか、農業委員会広報紙に随時掲載する。	4月～3月 県農林振興センターと情報交換し、農家に個別説明等を行うほか、農業委員会広報紙に随時掲載する。	4月～3月 県農林振興センターと情報交換し、農家に個別説明等を行うほか、農業委員会広報紙に随時掲載する。

## 2 担い手への農地の利用集積

### (1) 現状及び課題

現 状 (平成27年1月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,783 ha	169.7 ha	6.10%
課 題	高齢化の進展、外部環境の著しい変化が間近に迫る中で、将来の地域農業を担う担い手を確保し、その担い手の農地利用集積等を進め、経営発展を促進することが必要である。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

### (2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	集積面積	2.7 ha
	目標案設定の考え方: 農業委員 27人×10アール= 2.7ha	
活動計画案	4月～3月 県農林振興センターや農協と情報交換し、農家に個別説明等を行うほか、農業委員会広報紙に随時掲載する。	

※1 目標案は、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

### (3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	[ なし ]
活動計画案に対する意見等	[ なし ]

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

### (4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	2.7 ha
活動計画	4月～3月 県農林振興センターや農協と情報交換し、農家に個別説明等を行うほか、農業委員会広報紙に随時掲載する。	

### 3 違反転用への適正な対応

#### (1) 現状及び課題

現 状 (平成27年1月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	2,783 ha	97.6 ha	3.51%
課 題	違反転用への対応については農業委員による日頃のパトロール等による早期の発見とその指導が重要である。また、広報紙を通じて、広く農家に周知し農地転用制度について、理解を求める必要がある		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

#### (2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	違反転用の解消面積	1.35 ha
	目標案設定の考え方: 農業委員 27人×5アール= 1.35ha	
活動計画案	10月～11月 農業委員と事務局職員による農地パトロール 1月 農業委員と事務局職員による不法盛土パトロール 随時 農業委員会広報紙に啓発記事を掲載	

※1 目標案は、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

#### (3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	[ な し ]
活動計画案に対する意見等	[ な し ]

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

#### (4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

目 標	違反転用の解消面積	1.35 ha
活動計画	10月～11月 農業委員と事務局職員による農地パトロール 1月 農業委員と事務局職員による不法盛土パトロール 随時 農業委員会広報紙に啓発記事を掲載	

#### ※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。